

給付金・保険金の ご請求について お手続き ガイドブック

当冊子は、請求手続きの流れや給付金・保険金をお支払いできない場合などについて説明しています。保険証券を準備のうえ、当冊子をご覧ください。

用語	説明
受取人 [うけとりじん]	給付金・保険金などを受け取る人のことです。
解除 [かいじょ]	告知義務違反などがあった場合に、保険期間中に当社の意思で契約を消滅させることです。
給付金 [きゅうふきん]	被保険者が病気やケガなどにより入院した場合、手術を受けた場合、または身体に障がいが生じた場合などに当社がお支払いするお金のことです。 例)入院給付金、手術給付金、障がい給付金
契約者 [けいやくしゃ]	保険会社と保険契約を締結し、契約上のさまざまな権利(契約内容変更の請求権など)と義務(保険料の払い込みの義務など)を持つ人のことです。
契約日 [けいやくび]	通常は保障の開始日を指し、保険期間などの計算の基準日となります。
告知義務 [こくちぎむ]・ 告知義務違反 [こくちぎむいはん]	契約者と被保険者は、契約の申し込みなどをする場合に、現在の健康状態や職業、過去の病歴など重要なことからについて、ありのままに報告する告知義務があります。当社がおたずねした重要なことからについて報告がない場合や、故意に事実を曲げて報告した場合などは、告知義務違反として、当社は契約の効力を消滅できます。
指定代理請求人 [していだいりせいきゅうじん]	代理請求できる人として、被保険者の同意を得て契約者があらかじめ指定した人です。
支払事由 [しはらいじゆう]	給付金・保険金などをお支払いする要件のことです。
診療報酬点数表 [しんりょうほうしゅうてんすうひょう]	公的医療保険制度にもとづくものです。 医療行為では、診療内容ごとに点数が決まっています。これを診療報酬点数といい、一覧にしたものが診療報酬点数表です。手術または放射線治療を受けた時点での、厚生労働省告示にもとづき定められた「医科診療報酬点数表」および「歯科診療報酬点数表」をいいます。
責任開始期 [せきにかいしき]・ 責任開始日 [せきにかいしび]	当社が契約上の保障を開始する時を責任開始期といいます。責任開始日とは責任開始期の属する日のことで、通常は契約日(復活の場合は復活日)となります。
被保険者 [ひほけんしゃ]	保障の対象となる人のことです。
復活 [ふっかつ]	効力が失われた契約を元の状態に戻すことです。
保険金 [ほけんきん]	被保険者の死亡・高度障がいなどの場合に、当社がお支払いするお金のことです。
保険証券 [ほけんしょうけん]	保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。
保険料 [ほけんりょう]	契約者が当社へ払い込むお金のことです。
免責事由 [めんせきじゆう]	支払事由が発生しても、例外として給付金・保険金などをお支払いしない事由のことです。
約款 [やっかん]	契約時にお渡しした「ご契約のしおり・約款」のことです。契約から消滅までの契約内容を記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

2 目 次

請求手続きのご案内と確認事項

1	保険用語の解説	P01
2	目次	P02
3	治療内容や状態から探せるページ早見表	P03▶P04
4	連絡から支払いまでの流れ	P05
5	被保険者本人が請求できない場合	P06
6	請求もれを防ぐための確認／準備	P07
7	手続きに必要な書類	P08
8	支払いができない場合	P09▶P10

入院・手術を保障する契約に加入の場合

9	・契約日(更新日)が2013年4月1日以降の保険組曲Best ・契約日(更新日)が2013年11月1日以降の太陽生命のやさしい保険・保険組曲Best既成緩和 ・契約日が2017年4月1日以降のわくわくポッケ ①入院	P11▶P12
	②手術・放射線治療	P13▶P14
10	上記 9 記載以外の契約に加入の場合 ①入院	P15▶P16
	②手術・放射線治療	P17▶P18

3大疾病を保障する契約に加入の場合

11	がん・急性心筋梗塞・脳卒中	P19▶P20
----	---------------	---------

疾病障がいなどを保障する契約に加入の場合

12	所定の疾病障がい状態など	P21
----	--------------	-----

高度障がいを保障する契約に加入の場合

13	所定の高度障がい状態	P22
----	------------	-----

認知症を保障する契約に加入の場合

14	認知症	P23▶P24
----	-----	---------

介護や就業不能を保障する契約に加入の場合

15	所定の要介護状態・就業不能状態など	P23▶P24
----	-------------------	---------

保険料払込免除特約に加入の場合

16	保険料の払い込み免除	P25
----	------------	-----

長期入院特約・通院特約・傷害保険などに加入の場合

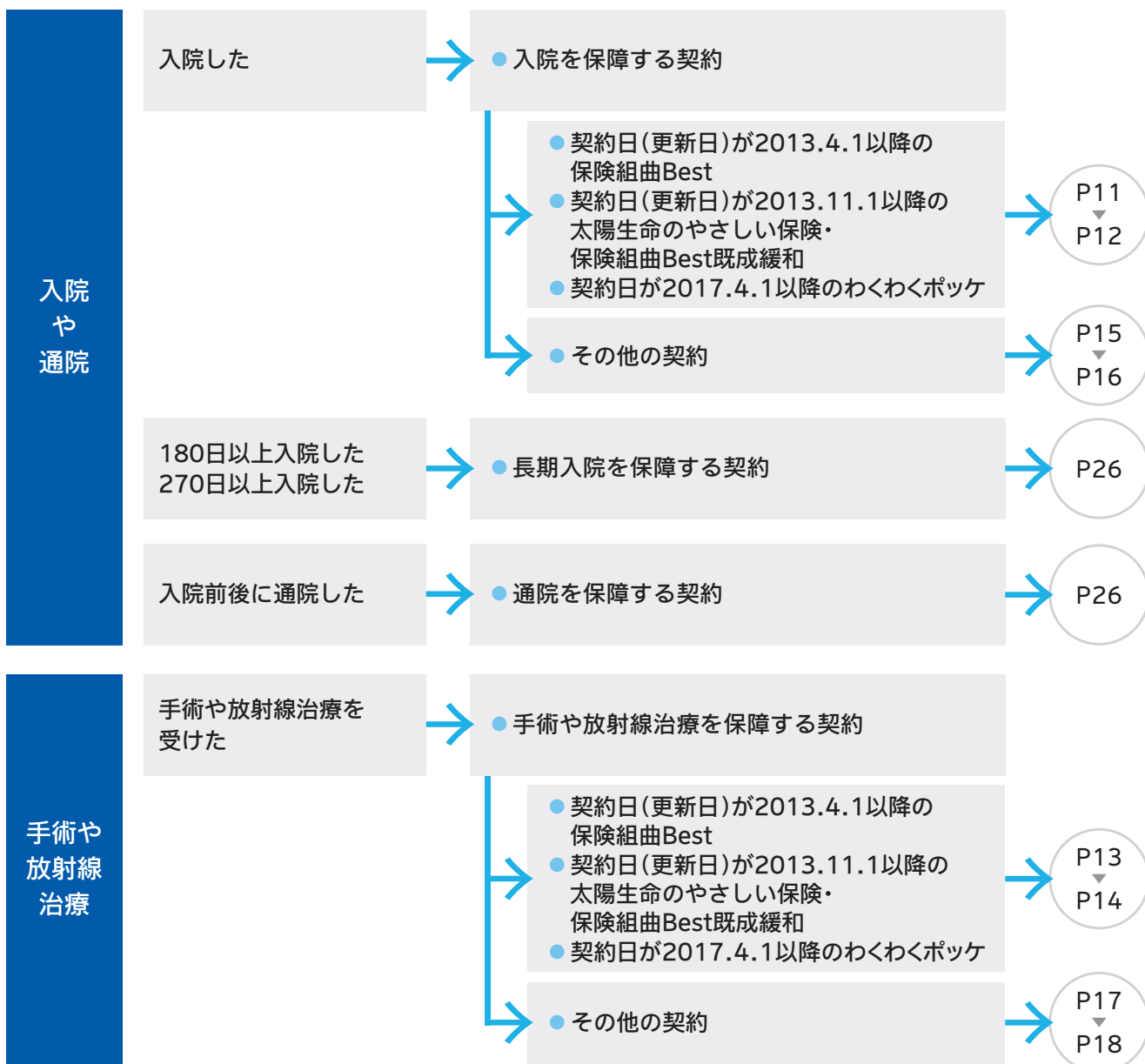
17	長期入院	P26
18	通院	P26
19	不慮の事故による所定の身体障がい状態	P26
20	骨折の治療	裏表紙
21	お問い合わせ窓口	裏表紙

3

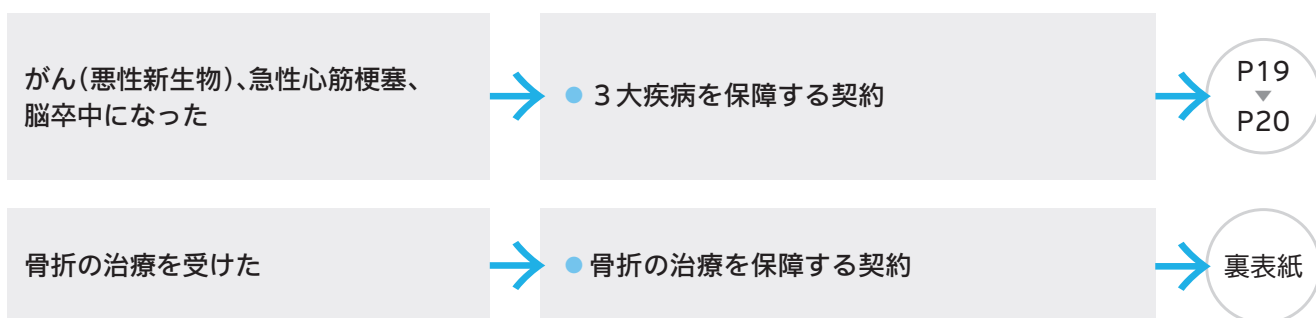
治療内容や状態から探せるページ早見表

お受け取りの可能性のある給付金・保険金を、「治療内容」「病気の種類」「状態」から探せるチャートをご用意しました。矢印にそって参照ページをご確認ください。対象となる保障が付いていない場合など、契約内容によっては給付金・保険金を受け取れないことがあります。

■ 病気やケガの治療



■ 病気やケガの種類



■ 身体の状態



4 連絡から支払いまでの流れ

被保険者が入院・手術などをしたり、亡くなった場合は、受取人*から当社担当者、もよりの支社またはお客様サービスセンターへご連絡ください。

*受取人とは給付金や保険金を受け取る人のことです。

- 入院給付金などの手続きの場合:被保険者(被保険者が亡くなった場合は被保険者の法定相続人)
「がんばれ」「わくわくポッケ」など、契約者が受取人の場合もあります。
- 死亡保険金の手続きの場合:死亡保険金受取人

お問い合わせ
窓口

太陽生命お客様サービスセンター

0120-97-2111 (通話無料)

営業
時間

月～金曜 9～18時 土曜 9～17時
日曜・祝日・年末年始(12/30～1/4)は
休業します。

1

お客様

当社への連絡

- 「保険証券」または「デジタル証書」をご用意ください。
- 次の書類をお手元にご用意ください。(必須ではありません)
医療機関(病院など)発行の医療費明細が載っている領収証/入院診療計画書/退院証明書/
手術同意書(手術計画書)/診療明細書
- 当社担当者、もよりの支社またはお客様サービスセンターへご連絡ください。

2

太陽生命

必要書類のお届け

- 次の事項を確認します。

入院・手術などをした場合

- 証券番号
- 入院・手術などをした方の名前
- 入院日・退院日・手術日など
- 入院・手術などの原因(病名や事故内容)

亡くなった場合

- 証券番号
- 亡くなった方の名前
- 亡くなった日
- 亡くなった原因(病名や事故内容)

- 申出内容と契約内容からご請求についての詳しい案内と必要な書類をお届けします。

*お届け方法については、「郵送」と「担当者持参」のいずれかを選べます。「担当者持参」の場合、お届け日時を担当者とお決めください。

*契約内容により、給付金などをご請求できない場合があります。

3

お客様

書類の準備・提出

- 請求書類に必要事項をご記入ください。
- 医療機関(病院など)に診断書などの発行をご依頼ください。
書類取得などにかかる費用はお客様のご負担となります。
- 「ご案内」に記載の書類をご準備ください。 ●すべて準備できましたらご提出ください。

4

太陽生命

書類の点検・お支払い

- 提出書類の内容を点検し、お支払いの可否を判断します。
- 書類の不足などがある場合、ご連絡します。
- 提出書類の内容により、加入前の健康状態や治療内容などについて被保険者や医療機関(病院など)へ事実確認をする場合があります。
- 契約内容にしたがい、給付金・保険金などを指定口座へお支払いします。
(給付金・保険金をお支払いできない場合は、理由を書面などで説明します。9～10ページ参照)
- お支払いした翌営業日に「お支払いのご案内(支払明細書)」を郵送します。

5

お客様

支払い内容の確認

- 「お支払いのご案内(支払明細書)」が届きましたら、誤りなどがないかご確認ください。

■「太陽生命マイページ」からの請求

入院給付金や手術給付金などの請求は、スマートフォンなどから簡単に手続きできます。

*ご利用には一定の条件があります。

ステップ1 「太陽生命マイページ」にログイン

- 太陽生命ホームページの「お客さま専用インターネットサービス」から登録・ログインしてください。

「太陽生命マイページ」の登録・ログイン画面→



- ログインには「パスワード」が必要です。

ステップ2 太陽生命マイページ画面の「入院給付金などの請求手続きのご案内」を選択

ステップ3 ご請求内容の入力、領収証等の必要書類画像をアップロード

- 診断書が必要となる場合は「かけつけ隊による訪問」「書類の郵送」のいずれかを選択願います。

5 被保険者本人が請求できない場合

被保険者が給付金・保険金などを請求できない特別な事情がある場合に、あらかじめ被保険者の同意を得て契約者が指定した指定代理請求人が被保険者に代わって請求できる場合があります。

■ 指定代理請求制度を利用する際の注意点

指定代理請求人が請求できるのは、あらかじめ指定代理請求人についての特約または特則を付加したうえで、指定代理請求人を指定している場合に限りです。

新たに指定代理請求人の指定を希望する場合は、お問い合わせください。

■ 被保険者本人が請求できない特別な事情(例)

- ① 被保険者本人が「脳内出血」などで意識不明の昏睡状態となり、意思表示できない場合
- ② 被保険者本人に「がん」などの病名を告知していない場合 など

■ 指定代理請求人が請求する際に必要な書類

給付金・保険金など請求時に必要な書類に加えて、指定代理請求人の「印鑑証明書」「住民票」、被保険者または指定代理請求人の「戸籍謄本」などが必要です。

詳しくはお問い合わせください。

6

請求もれを防ぐための確認／準備

■ 領収証の入院料等欄や手術欄などの確認

医療機関(病院など)が発行した領収証に点数や金額などの記載がある場合、給付金などを請求いただける可能性があります。(下図参照)

「保険証券」または「デジタル証書」をご用意のうえ、当社担当者、もよりの支社またはお客様サービスセンターへご連絡ください。(連絡先は裏表紙参照)

<領収証見本>

領 収 証 (例)

患者番号 12345	氏 名 太陽 花子	請求期間(入院の場合) 令和1年7月1日 から 令和1年7月1日	
受診科 内科	入・外 入院	領収書No. 〇〇〇〇	発行日 令和1年7月1日
費用区分		負担割合 3割	本・家 本
保 険	初・再診料 点	入院料等 1,830点	医学管理等 点
	注 射 300点	リハビリテーション 点	在宅医療 260点
	病理診断 1,000点	診療群分類(DPC) 点	処 置 8,700点
	評価療養・選定療養 円	食事療養 640円	麻 酔 点
	その他 円	生活療養 円	放射線治療 点
保険外負担	評価療養・選定療養 円	その他 円	
合 計	120,900円	640円	0円
負担額	36,270円	640円	0円
領収額合計	36,910円		

埼玉県さいたま市〇〇 〇-〇-〇 領収印
〇〇病院

*領収証の表示内容は、医療機関(病院など)により異なる場合があります。
また、法令の改正などにより記載内容に変更が生じる場合があります。

- ① 請求期間欄に入院期間の記載がある場合
- ② 入院料等欄に「入院基本料」の点数の記載がある場合
*入院料等欄に記載があっても「短期滞在手術等基本料1」の点数である場合は、お支払い対象となる入院に該当しません。
- ③ 手術欄に点数の記載がある場合
*短期間の入院中に受けた手術のうち、白内障手術や大腸ポリープ切除術など一部の手術は、手術欄に点数が記載されていなくてもお支払いできる場合があります。
*手術欄に点数の記載があっても、お支払い対象とならない手術があります。
- ④ 放射線治療欄に点数の記載がある場合
- ⑤ 評価療養・選定療養欄に金額などの記載がある場合

■ 傷病名や手術名を確認できる書類の準備

当社への連絡の際に、傷病名や手術名を確認します。

次の書類がありましたらお手元にご用意ください。

書類名	内容
入院診療計画書	入院時に、医療機関(病院など)が発行する書類です。 傷病名、入院、検査、手術、リハビリなどの診療行為の流れを記載しています。
退院証明書	退院時に、医療機関(病院など)が発行する書類です。 傷病名、入院期間などを記載しています。
手術同意書 (手術計画書)	手術前に、医療機関(病院など)が手術の名称や内容、手術に伴う危険性について説明し、同意を得るための書類です。
診療明細書	医療費の支払い時に、医療機関(病院など)が発行する書類です。 検査名、薬剤名、手術名などを記載しています。

*医療機関(病院など)によっては発行しない場合があります。

7

手続きに必要な書類

請求時に必要となる主な書類は次のとおりです。

書類の取得などにかかる費用はお客様の負担となりますので、ご了承ください。

■入院給付金・手術給付金・特定疾病保険金・介護保険金・高度障がい保険金など

書類名	内容
当社所定の請求書	当社所定の請求書に受取人がご記入・押印ください。
当社所定の診断書	医療機関(病院など)に当社所定の診断書への証明(記載)をご依頼ください。

●診断書の提出を省略できる場合

入院給付金・手術給付金の請求の際、一定の要件を満たしている場合は、診断書の提出を省略できる制度(簡易取扱)があります。この場合、診断書の取得にかかる費用が不要となります。

詳しくはお問い合わせください。

(例)責任開始日(契約日・復活日)から2年以上経過後に白内障の手術を外来で受けた場合 など

■死亡保険金

書類名	内容
支払請求書	当社所定の請求書に受取人がご記入・押印ください。
死亡証明書	医療機関(病院など)に当社所定の死亡証明書への証明(記載)をご依頼ください。一定の条件を満たしている場合は、当社所定外の死亡診断書(死体検案書)のコピーでお取扱いできます。
印鑑証明書	死亡保険金受取人の印鑑証明書をご用意ください。

■その他

●請求内容により、請求書への押印が省略できる場合や、上記以外の書類(災害事故報告書や戸籍謄本など)が必要となる場合があります。

●当社所定の診断書を提出いただいたにもかかわらず、給付金・保険金などをまったくお支払いできなかった場合には、診断書取得費用の一部をお支払いします。

ただし、診断書取得費用の一部当社負担については、当社所定の要件を満たす必要があります。

8

支払いができない場合

給付金・保険金などは約款にもとづいてお支払いしますが、契約の加入時期、内容により給付金・保険金などの支払事由は異なります。詳しくは約款をご確認ください。また、次のように給付金・保険金などをお支払いできない場合がありますので、あわせてご確認ください。

■支払事由に該当しない場合

- 入院が約款に定める支払事由にあてはまらない場合
- 治療を目的としない入院などの場合



美容上の処置



人間ドック検査



正常分娩

例外的に治療を目的とみなす場合(例)

<ドナーが受ける骨髄幹細胞・末梢血幹細胞の採取手術とその入院>

次の契約の場合は「入院給付金」、「入院一時金」、「手術給付金」の支払対象となります。

契約日(更新日)	保険種類
2010年7月1日以降	保険組曲Best
2013年11月1日以降	太陽生命のやさしい保険 保険組曲Best 既成緩和
2017年4月1日以降	わくわくポッケ

* 契約日(復活日)から起算して1年を経過した日以後の入院と手術に限ります。

* 選択緩和型(7大疾病・女性疾病)医療一時金保険など、所定の疾病や災害を保障する保険は支払対象となりません。

- 手術が約款に定める支払事由にあてはまらない場合
- 当社が保障の責任を開始する前に生じた不慮の事故や病気を原因とする場合
- 入院した日数が約款に定める日数に満たない場合(15ページ参照)

契約日(更新日)が2024年12月2日以降の保険組曲Bestにご加入のお客様は、以下の場合も支払事由に該当しません。

- 睡眠時無呼吸の診断・検査等のための入院で、入院日数が2日以内、かつ睡眠時無呼吸と医師により診断されなかった場合

● 介護老人保健施設などへの入所の場合

次の施設への入所の場合、入院給付金などはお支払いできません。

- 介護老人保健施設・介護医療院 …………… 介護保険法に定める施設
- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホームなど)…………… 老人福祉法に定める施設

<参考>

約款では「入院給付金」などの支払対象となる医療機関(病院など)は、次のいずれかに該当したものと定めています。

A 医療法に定める日本国内にある病院または診療所

*四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に入所した場合には、その施術所を含みます。

*災害時や約款に定める感染症による入院の場合、被災状況や医療機関の状況により臨時施設などにおいて医師の治療を受けた場合もお支払いすることがあります。

B **A**の場合と同等の日本国外にある医療施設

■ 支払事由に該当しても給付金または保険金を支払わない場合

● 約款に定める「給付金または保険金を支払わない場合(免責事由)」に該当した場合

(例)・契約後所定の期間内の自殺

・受取人などの故意による支払事由の発生 など

● 約款に定める支払日数の限度まで既に「入院給付金」をお支払いしている場合

■ 告知義務違反による解除の場合

● 契約者または被保険者の故意または重大な過失により、告知の内容が事実と相違する場合は、告知義務違反により契約が解除となり、給付金・保険金などをお支払いできない場合があります。

■ 重大事由による解除、詐欺による取消または不法取得目的による無効

● 「給付金や保険金などを詐取する目的で事故を起こした」などの重大事由により契約が解除となった場合

● 保険契約について詐欺行為により契約が取消となった場合

● 給付金・保険金などの不法取得目的の行為があり契約が無効となった場合

*当冊子の記載内容は代表的なものを例示しています。保険種類や加入時期などにより取り扱いが異なる場合がありますので、詳しくは約款をご確認ください。

(例) 選択緩和型(7大疾病・女性疾病)医療一時金保険は保障の対象となる疾病が約款で定められています。

*「お支払いできる場合」の例でも、約款の免責事由などにあてはまる場合には、給付金・保険金などをお支払いできない場合があります。

入院を保障する以下の契約に加入の場合

- 契約日(更新日)が2013年4月1日以降の保険組曲Best
- 契約日(更新日)が2013年11月1日以降の太陽生命のやさしい保険・保険組曲Best既成緩和
- 契約日が2017年4月1日以降のわくわくポッケ

※保険組曲Bestの部分見直し制度をご利用の場合や、保険契約を更新した場合には、入院保険の契約日(更新日)をご確認ください。

■ 入院日数が1日以上の場合、「入院給付金」をお支払いします。

- 「日帰り入院(入院日数が1日)」とは、入院日と退院日が同じ日の場合のことをいいます。入院基本料の支払いの有無などを参考に当社が判断します。
- 「日帰り入院」に該当するかは、医療機関(病院など)が発行する医療費明細の記載がある領収証をご確認ください。(7ページ参照)

■ 日帰りでも「入院給付金」をお支払いできる場合とできない場合

(例)お支払いできる場合

内視鏡的大腸ポリープ切除術を受け、しばらくベッドで安静にした後、その日のうちに帰宅したが、入院料(入院基本料)を病院に支払った場合。

○ 入院に該当するため
「入院給付金」をお支払いします。

(例)お支払いできない場合

内視鏡的大腸ポリープ切除術を受け、その日のうちに帰宅し、入院料(入院基本料)ではなく短期滞在手術等基本料1を病院に支払った場合。

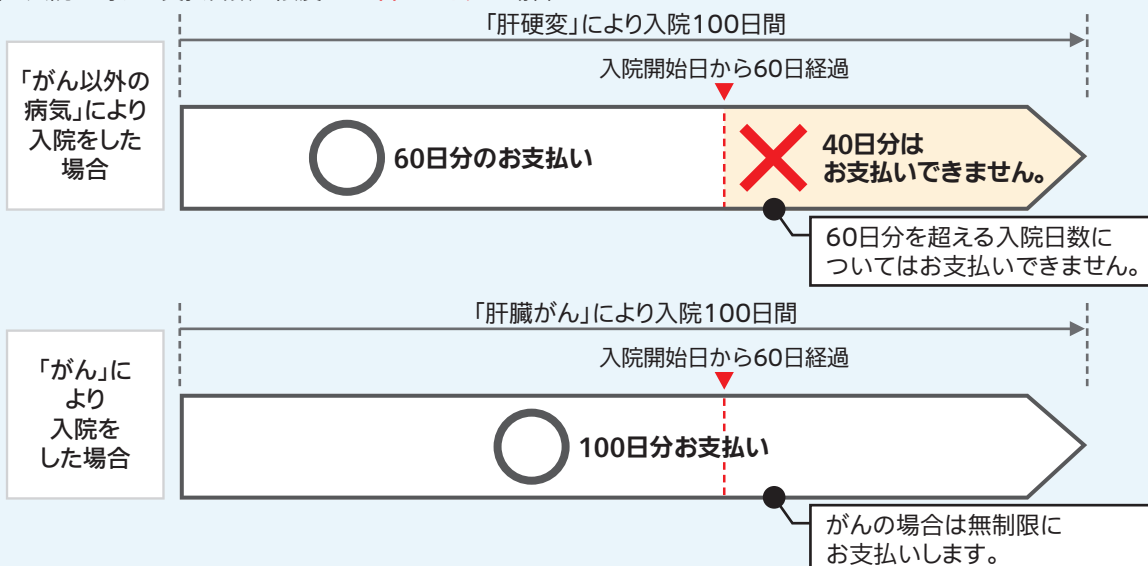
✕ 入院に該当しないため
「入院給付金」はお支払いできません。

■ 1回の入院に対する支払日数の限度

1回の入院に対する「入院給付金」の支払日数の限度を約款で定めています。

- 「がん以外の病気」や「不慮の事故による傷害」により入院した場合は、1回の入院に対する支払日数の限度までお支払いします。
- 「がん」による入院の場合は、支払日数の限度を定めず「無制限」にお支払いします。なお、「がん」による入院に該当するかは、診断書の内容にもとづき当社が判断します。

<1回の入院に対する支払日数の限度が60日のタイプの場合>



契約日(更新日)が2024年12月2日以降の保険組曲Bestにご加入の場合は、「1回の入院に対する支払日数の限度」が下記の内容となります。

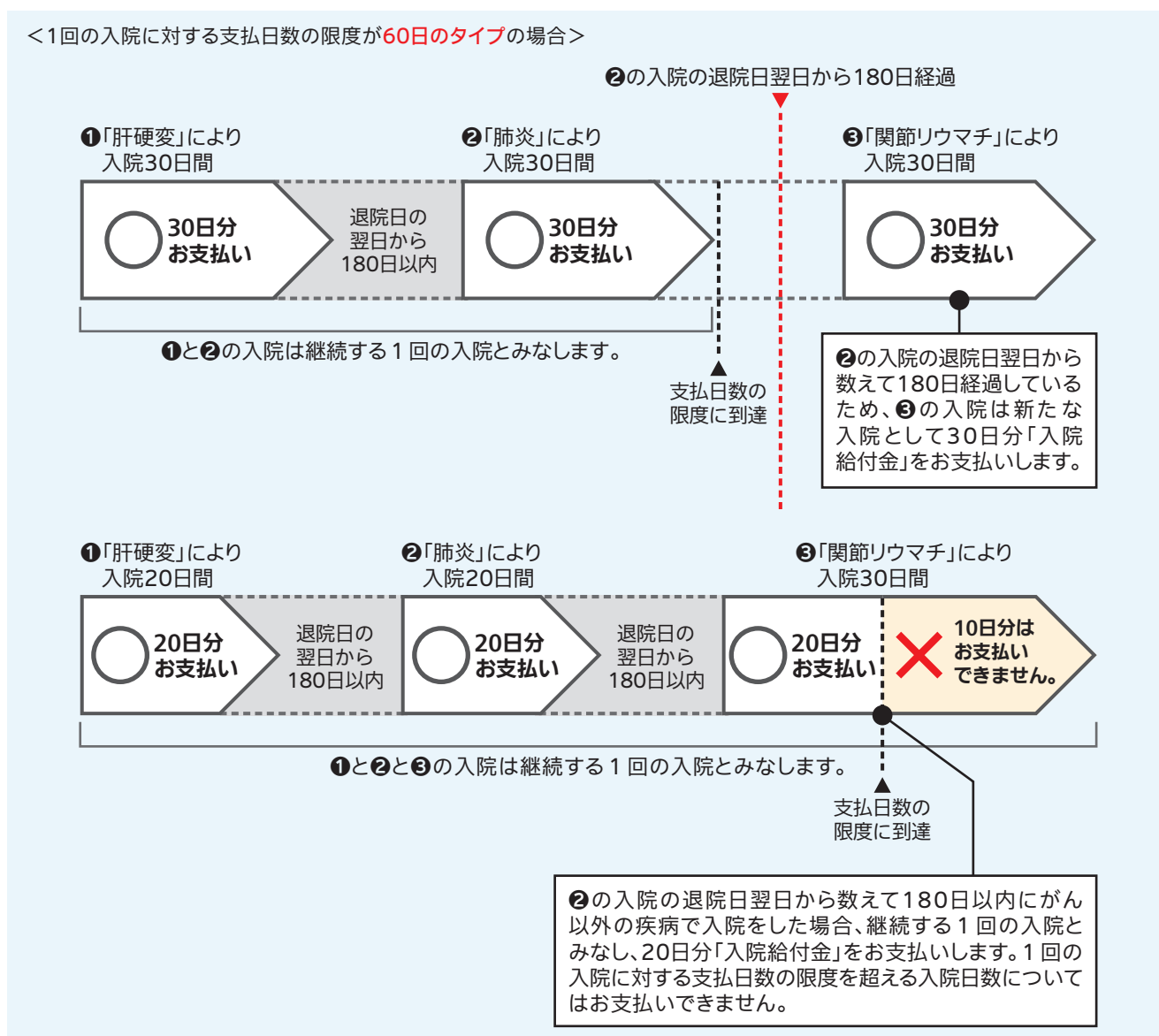
3大疾病とは、ガン・急性心筋梗塞・脳卒中のことをいいます。

- 「3大疾病以外の病気」や「不慮の事故による傷害」により入院した場合は、1回の入院に対する支払日数の限度までお支払いします。
- 「3大疾病」による入院の場合は、支払日数の限度を定めず「無制限」にお支払いします。なお、「3大疾病」による入院に該当するかは、診断書の内容にもとづき当社が判断します。

■「がん以外の病気^(※)」により2回以上入院した場合

入院の原因が同一か別かに関わらず、「入院給付金」が支払われた最終の入院の退院日翌日から次の入院までの間隔が180日以内であれば、継続する1回の入院とみなします。そのため、入院日数を合算して取り扱います。「不慮の事故による傷害」により2回以上入院した場合も、同様の取り扱いとなります。

(※) 契約日(更新日)が2024年12月2日以降の保険組曲Bestにご加入の場合は、「3大疾病以外の病気」となります。



■「病気」と「不慮の事故による傷害」により2回以上入院した場合

「病気」に対する「入院給付金」と「不慮の事故による傷害」による「入院給付金」は、継続する1回の入院とはみなしません。そのため、入院日数は合算しません。

手術を保障する以下の契約に加入の場合

- 契約日(更新日)が2013年4月1日以降の保険組曲Best
- 契約日(更新日)が2013年11月1日以降の太陽生命のやさしい保険・保険組曲Best既成緩和
- 契約日が2017年4月1日以降のわくわくポッケ

※保険組曲Bestの部分見直し制度をご利用の場合や、保険契約を更新した場合には、手術保険の契約日(更新日)をご確認ください。

■「手術給付金」の支払い

- 次のいずれかに該当する場合、「手術給付金」の支払対象となります。
 - ① 診療報酬点数表により手術料の算定対象と定める手術
 - ② 先進医療に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切除、摘除、修復などの操作を加える手術
 - ③ 診療報酬点数表により輸血料の算定対象と定める造血幹細胞移植術
 - ④ 責任開始日(契約日・復活日)から起算して1年を経過した日以後に受けた造血幹細胞の採取手術
- 手術給付金の支払対象とならない手術の例(2025年3月現在)
持続的胸腔ドレナージ など
- 外来(入院を伴わない)で手術を受けた場合、支払対象とならない手術があります。(次ページ参照)

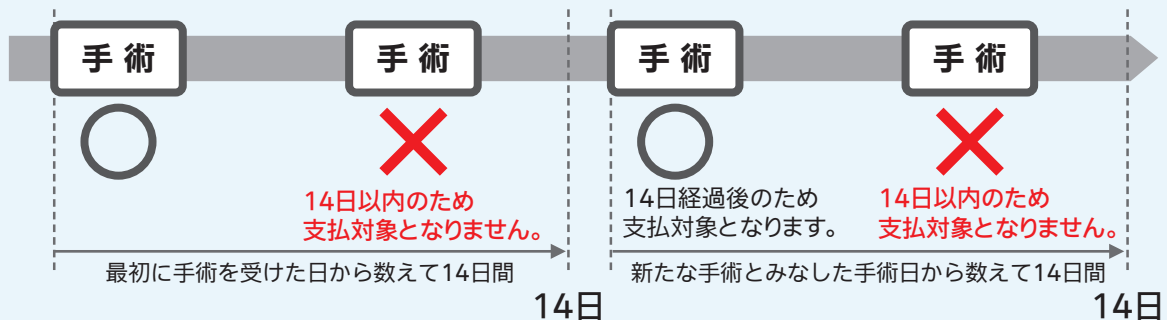
■ 14日の間に1回の給付を限度とする手術(複数回に分けて行う手術)

診療報酬点数表には、「一連の治療過程で複数回実施しても手術料、輸血料または先進医療にかかる技術料が1回のみ算定される手術」があります。この手術を受けた場合、最初に手術を受けた日から**14日以内**で、もっとも支払金額の多いいずれか1回の手術についてのみ「手術給付金」の支払対象となります。また、14日経過後に受けた手術は、新たな手術とみなして「手術給付金」の支払対象となります。

▼代表的な手術例

手術名	傷病名
網膜光凝固術 [もうまくひかりぎょうこじゅつ]	糖尿病性網膜症 [とうにようびょうせいもうまくしょう]
体外衝撃波腎・尿管結石破碎術 [たいがいししょうげきはじん・ようかんけっせきはさいじゅつ]	尿路結石 [にょうろけっせき]

(例)胆石症[たんせきしょう]に対して、体外衝撃波胆石破碎術[たいがいししょうげきはたんせきはさいじゅつ]を複数回受けた場合



■ 初日の給付を限度とする手術(数日にわたって行う手術)

次のいずれかに該当する場合、**初日のみ**「手術給付金」の支払対象となります。

- ① 1つの手術を2日以上にわたって受けたとき
- ② 診療報酬点数表の手術料、輸血料または先進医療にかかる技術料が、1日につき算定される手術

▼代表的な手術例

手術名	傷病名
人工心臓 [じんこうしんぱい]	狭心症 [きょうしんしょう]
経皮的な心臓補助法 [けいひてきしんぱいほじょほう] (PCPS)	心原性ショック [しんげんせいしよっく]

■ 外来(入院を伴わない)で手術を受けた場合に支払対象とならない手術

- 歯科診療報酬点数表により手術料の算定対象と定める手術を**外来**で受けた場合。ただし、歯科診療報酬点数表と内科診療報酬点数表により手術料の算定対象と定める手術は支払対象となります。
 - ▶(例)「口腔底のうよう切開術」など
- 先進医療の対象となる診療行為のうち、「歯・義歯または歯肉の手術」を**外来**で受けた場合。
- 下表に記載した手術を**外来**で受けた場合。(先進医療による場合も含まれます)

▼手術一覧

部位	手術名	部位	手術名
眼	● 麦粒腫切開術*	皮膚・皮下	● 創傷処理 (創傷処理に伴う縫合術を含む)
	● マイボーム腺梗塞摘出術* (マイボーム腺切開術)		● 皮膚切開術
	● 霰粒腫摘出術*		● デブリードマン
	● 涙嚢切開術	鼻	● 鼻腔粘膜焼灼術
	● 眼瞼膿瘍切開術		● 下甲介粘膜焼灼術
	● 外眥切開術		● 鼻甲介切除術 (高周波電気凝固法によるもの)
	● まつ毛電気分解術 (毛根破壊)		● 鼻内異物摘出術
	● 角膜・強膜異物除去術		その他
	● 結膜下異物除去術	● 骨、軟骨または関節の非観血的 または徒手的な整復術、 整復固定術および 授動術	
	● 結膜結石除去術		
耳	● 鼓膜切開術		
	● 外耳道異物除去術		

*一般的にいう「ものもらい」に対する手術です。

<契約日(更新日)が2024年12月2日以降の保険組曲Bestにご加入のお客様>

- 上記の手術一覧に記載の手術を入院中に受けた場合も支払対象となりません。
- 下記の手術についても、入院・外来を問わず支払対象となりません。

部位	手術名	部位	手術名
眼	● 涙点プラグ挿入術	皮膚・皮下	● 皮膚腫瘍または皮下腫瘍の摘出術
	● 涙点閉鎖術		● 魚の目、タコ手術(鶏眼・胼胝切除術)
		その他	● 巻き爪手術(陥入爪手術)

■ 「放射線治療給付金」の支払い

- 次のいずれかに該当する場合「放射線治療給付金」の支払対象となります。
 - ① 診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象と定める診療行為(「血液照射」は除く)
 - ② 先進医療に該当する診療行為のうち放射線治療または温熱療法に該当する診療行為(診断・検査を目的とした診療行為は除く)
- 「放射線治療給付金」の支払対象となる放射線治療日から数えて**60日以内**に受けた放射線治療は、「放射線治療給付金」の支払対象となりません。

■ 同時または同日に複数の手術を受けた場合

- 「手術給付金」の支払対象となる手術を同時または同日に複数受けた場合には、もっとも支払金額の多い手術が「手術給付金」の支払対象となります。
- 「手術給付金」と「放射線治療給付金」の支払対象となる手術を同時または同日に受けた場合には、「手術給付金」と「放射線治療給付金」のいずれも支払対象となります。

9記載以外の入院を保障する契約に加入の場合

9記載の契約

- 契約日(更新日)が2013年4月1日以降の保険組曲Best
- 契約日(更新日)が2013年11月1日以降の太陽生命のやさしい保険・保険組曲Best既成緩和
- 契約日が2017年4月1日以降のわくわくポッケ

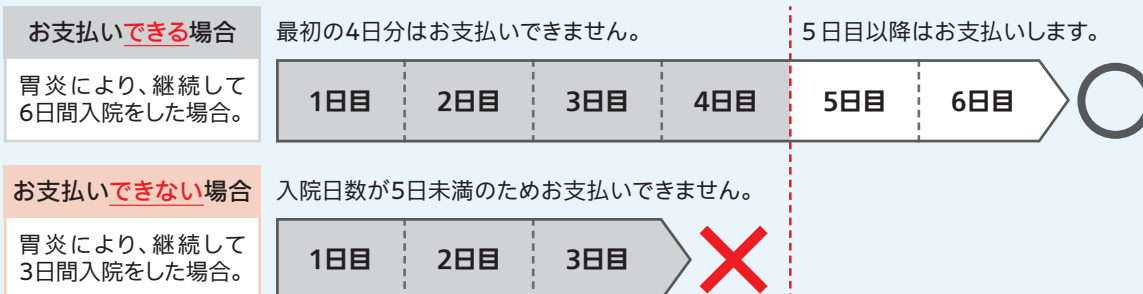
※保険組曲Bestの部分見直し制度をご利用の場合や、保険契約を更新した場合には、入院保険の契約日(更新日)をご確認ください。

■ 支払いに必要な入院日数

「入院給付金」の支払対象となる入院日数を約款で定めています。(2日以上、5日以上、20日以上)の継続した入院など)

保険種類や加入時期などにより異なりますので、詳しくは「保険証券」などをご確認ください。

<5日以上継続した入院で5日目からお支払いするタイプの場合>

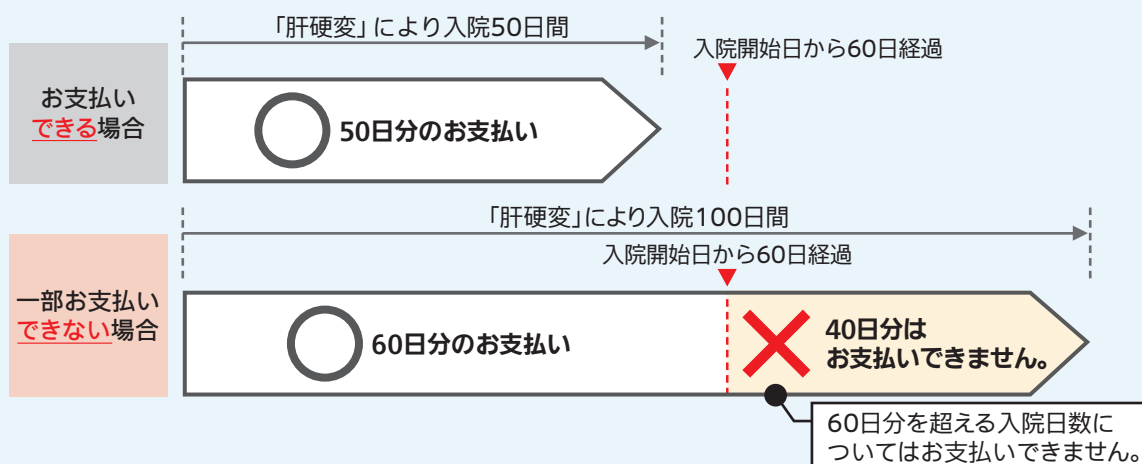


■ 1回の入院に対する支払日数の限度

1回の入院に対する「入院給付金」の支払日数の限度を約款で定めています。(60日限度、90日限度、120日限度。支払日数の限度を定めず「無制限」に「ガン入院給付金」をお支払いする主契約・特約もあります。)

保険種類や加入時期などにより異なりますので、詳しくは「保険証券」などをご確認ください。

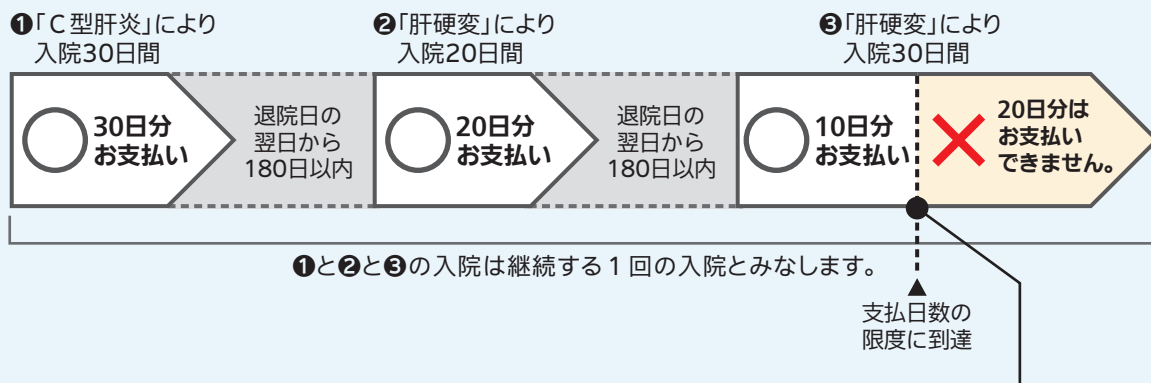
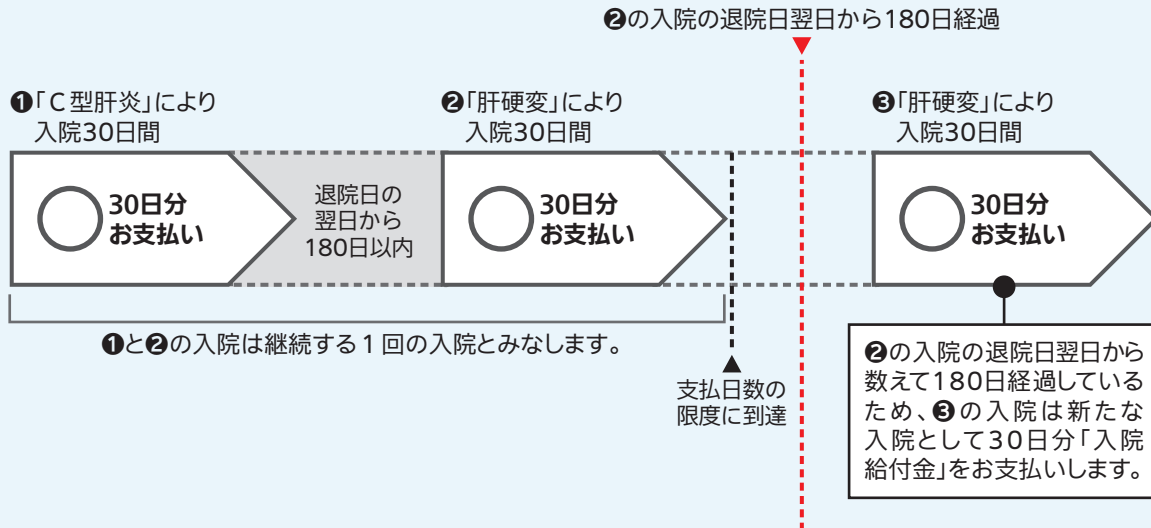
<1回の入院に対する支払日数の限度が60日のタイプの場合>



■「病気」により2回以上入院した場合

入院の原因が同一か医学上重要な関係にある場合、「入院給付金」の支払われた最終の入院の退院日翌日から次の入院までの間隔が180日以内であれば、継続する1回の入院とみなします。そのため入院日数を合算して取り扱います。

<1回の入院に対する支払日数の限度が60日のタイプの場合>
*「C型肝炎」と「肝硬変」は医学上重要な関係にある病気です。



注：③の入院が②の入院と同一でない、または医学上重要な関係にない病気による入院の場合、新たな入院として30日分「入院給付金」をお支払いします。

②の入院の退院日翌日から数えて180日以内に医学上重要な関係にある病気での再入院のため、継続する1回の入院とみなし、10日分「入院給付金」をお支払いします。1回の入院に対する支払限度を超える入院日数はお支払いできません。

9 記載以外の手術を保障する契約に加入の場合

9 記載の契約

- 契約日(更新日)が2013年4月1日以降の保険組曲Best
- 契約日(更新日)が2013年11月1日以降の太陽生命のやさしい保険・保険組曲Best既成緩和
- 契約日が2017年4月1日以降のわくわくポッケ

※保険組曲Bestの部分見直し制度をご利用の場合や、保険契約を更新した場合には、手術保険の契約日(更新日)をご確認ください。

■「手術給付金」の支払い

- 次の①②のいずれにも該当する場合、「手術給付金」の支払対象となります。

- ① 治療を目的として、器具を使用し、身体に切断、摘除などの操作を加える手術
- ② 約款に定める手術*

* 契約の加入時期・保険種類により異なります。詳しくは約款をご確認ください。

- 「吸引」、「穿刺[せんし]」などの処置、「神経ブロック」は支払対象となりません。
- 保険組曲Bestの「無配当手術保険(001)」に加入の場合
「手術給付金」の支払対象とならない場合でも、「入院時手術給付金」の支払対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

■ 外来(入院を伴わない)手術で「手術給付金」の支払対象となる例

手術名	傷病名
水晶体再建術*1 [すいしょうたいさいけんじゅつ]	白内障 [はくないしょう]
網膜光凝固術*2 [もうまくひかりぎょうこじゅつ]	糖尿病性網膜症 [とうにようびょうせいもうまくしょう] 網膜剥離 [もうまくはくり] 網膜裂孔 [もうまくれっこう]
内視鏡的大腸ポリープ切除術*2 [ないしきょうてきだいちょうぼりーぷせつじょじゅつ]	大腸ポリープ [だいちょうぼりーぷ]

*1 片眼ずつ別の日に手術を受けた場合、それぞれ「手術給付金」の支払対象となる場合があります。
同時に両眼の手術を受けた場合は、1回のみのお支払いとなります。

*2 60日の間に1回の給付を限度とします。(次ページ参照)

■ 処置などで「手術給付金」の支払対象となる例

治療名	傷病名
温熱化学療法* [おんねつかがくりょうほう]	直腸がん [ちよくちょうがん]
持続的胸腔ドレナージ* [じぞくてききょうくうどれなーじ]	胸水貯留 [きょうすいちよりゅう] 気胸 [ききょう]
持続的腹腔ドレナージ* [じぞくてきふくくうどれなーじ]	腹水貯留 [ふくすいちよりゅう] ネフローゼ症候群 [ねふるーぜしょうこうぐん]

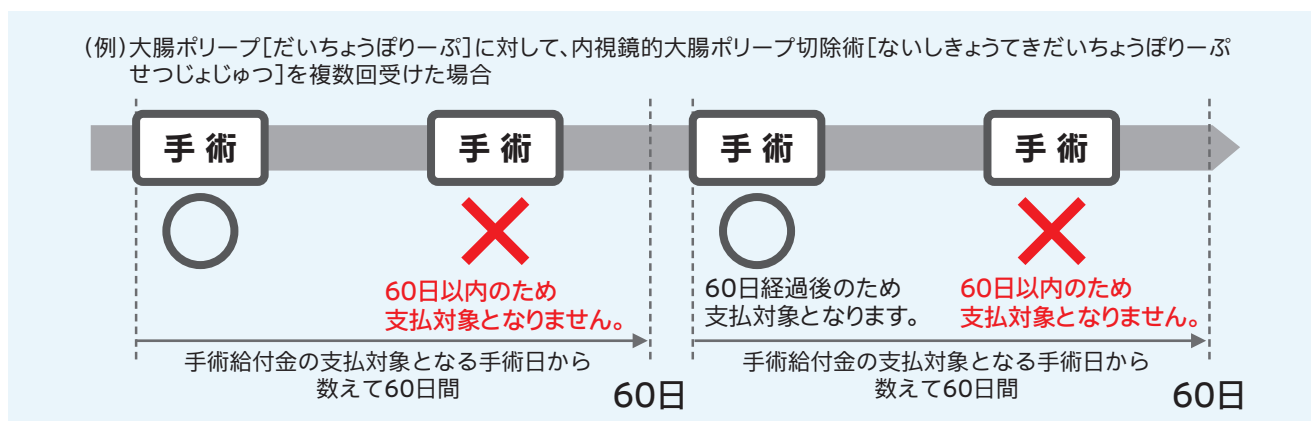
*60日の間に1回の給付を限度とします。(次ページ参照)

■ 60日の間に1回の給付を限度とする手術

約款に定める手術には、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする手術があります。この手術を受けた場合、「手術給付金」の支払対象となる手術日から数えて**60日以内**に受けた手術は「手術給付金」の支払対象となりません。

▼代表的な手術例

手術名	傷病名
肝動脈塞栓術 [かんどうみやくそくせんじゅつ]	肝臓がん [かんぞうがん]
体外衝撃波腎・尿管結石破碎術 [たいがいししょうげきはじん・にょうかんけっせきはさいじゅつ]	尿路結石 [にょうろけっせき]
経皮的冠動脈形成術 [けいひてきかんどうみやくけいせいじゅつ]	狭心症 [きょうしんしょう]



■ 放射線治療を受けた場合

- 新生物(腫瘍など)に対し放射線治療を受けた場合、総線量50グレイ以上の照射で「手術給付金」の支払対象となります。
- 「ガンマナイフ」などの「定位放射線照射」は、総線量50グレイ未満の照射であっても「手術給付金」の支払対象となります。
- 「手術給付金」の支払対象となる放射線治療の開始日から数えて**60日以内**に受けた放射線治療は「手術給付金」の支払対象となりません。

■ 同時に複数の手術を受けた場合

「手術給付金」の支払対象となる手術を同時に複数受けた場合には、もっとも給付倍率の高い手術が「手術給付金」の支払対象となります。(同じ給付倍率の手術を同時に複数受けた場合も同様の取り扱いとなります)

(例)「骨折」により「骨移植術」と「四肢骨・四肢関節観血手術」を同時に受けた場合、給付倍率の高い「骨移植術」のみ支払対象となります。

11 がん・急性心筋梗塞・脳卒中

3大疾病を保障する契約に加入の場合

- 被保険者が保険期間中、約款に定める下表のいずれかの状態に該当した場合、「10大疾病保険金」などの保障対象となります。
- 「(特定疾病・傷害)早期就業不能給付金」は24ページ、「保険料の払い込み免除」は25ページを参照してください。

	ガン・ 重大疾病 予防保険 (契約日: 2024年12月 2日以降)		ガン・ 重大疾病 予防保険 (10大疾病 保障保険)		特定疾病・ 疾病 障がい 保険		特定疾病 治療保険		特定 疾病 保険 など
	10 大 疾 病 保 険 金	ワ イ ド 給 付 金	10 大 疾 病 保 険 金	ワ イ ド 給 付 金	疾 病 障 が い 保 険 金	特 定 疾 病 ・ 疾 病 障 が い 給 付 金	特 定 疾 病 保 険 金	ワ イ ド 給 付 金	特 定 疾 病 保 険 金
がん 悪性新生物	生まれてはじめて、約款に定める「がん」に罹患したと医師が診断確定した *上皮内がん*1・非浸潤性のがん*1・ 悪性黒色腫以外の皮膚がんは対象外 *胃および腸の上皮内がんは対象	●	●	●	●	●	●	●	●
	生まれてはじめて、約款に定める次のいずれかに罹患したと医師が診断確定した ①上皮内がん*1 ②非浸潤性のがん*1 ③悪性黒色腫以外の皮膚がん (基底細胞がん・有きょく細胞がんなど)	×	●	×	●	×	●	×	●
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞を発症し、はじめて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、所定の労働制限*2が継続したと医師が診断した	●	●	●	●	●	●	●	●
	急性心筋梗塞の手術*3を受けた	●	●	●	●	×	×	×	×
	急性心筋梗塞で入院した	×	●	×	●	×	●	×	●
脳卒中	脳卒中を発症し、はじめて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、所定の神経学的後遺症*4が継続したと医師が診断した	●	●	●	●	●	●	●	●
	脳卒中の手術*3を受けた	●	●	●	●	×	×	×	×
	脳卒中中で入院した	×	●	×	●	×	●	×	●
	脳卒中中で60日以上継続して入院した	●	×	×	×	×	×	×	×

*1 病態の説明は、次ページ参照。

*2 軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

*3 医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術や、先進医療に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切除などの操作を加える手術。

*4 言語障がい、運動失調、まひなどの他覚的な神経学的後遺症をいいます。

■ がん(悪性新生物)・上皮内新生物等*1について

- 被保険者が保険期間中に生まれてはじめて約款に定める「がん(悪性新生物)」・「上皮内新生物等」*1に罹患したと医師に診断確定されていることが必要です。

✕ 保障の対象と ならないもの (例)

<契約日が2024年12月1日以前の保険組曲Bestにご加入の場合>

- ・責任開始期(契約時・復活時)より前に「がん(悪性新生物)」・「上皮内新生物等」*1に罹患し、医師により診断確定された場合(契約者または被保険者がその事実を知らない場合も保障対象外)
- ・責任開始日(契約日・復活日)から起算して90日以内に罹患し、医師により診断確定された「乳がん」や「乳房の上皮内がん(非浸潤性のがん)」
- ・境界悪性群や中間悪性群(良性新生物とがん(悪性新生物)の中間に位置する病変)

<契約日が2024年12月2日以降の保険組曲Bestにご加入の場合>

- ・責任開始日(契約日・復活日)から起算して90日を経過する前に罹患し、医師により診断確定された「がん(悪性新生物)」・「上皮内新生物等」*1
- ・境界悪性群や中間悪性群(良性新生物とがん(悪性新生物)の中間に位置する病変)

*1 「上皮内がん」「非浸潤性のがん」「悪性黒色腫以外の皮膚がん」を含む。

- 「上皮内がん」「非浸潤性のがん」とは

病態	説明
上皮内がん [じょうひないがん]	「上皮内がん」とは、がんが上皮の内側にとどまっている初期の状態を表します。子宮けい部や膀胱(ぼうこう)に発生したがんによくみられます。
非浸潤性のがん [ひしんじゅんせいのがん]	「非浸潤性のがん」とは、一般的にがんの初期の状態を表します。乳腺(乳管)や膀胱(ぼうこう)に発生したがんによくみられます。

■ 急性心筋梗塞について

- 約款に定める「急性心筋梗塞」とは

○ 保障の対象となるもの

- 虚血性心疾患 [きょけつせいしんしゅつかん] のうち
- ・急性心筋梗塞 [きゅうせいしんきんこうそく]
 - ・再発性心筋梗塞 [さいはつせいしんきんこうそく]

✕ 保障の対象とならないもの

- ・狭心症 [きょうしんしょう]
- ・陳旧性心筋梗塞 [ちんきゅうせいしんきんこうそく]
- ・胸部痛 [きょうぶつう] など自覚症状のみで医師の診断を受けた場合

■ 脳卒中について

- 約款に定める「脳卒中」とは

○ 保障の対象となるもの

- ・脳内出血 [のうないしゅっけつ]
- ・脳梗塞 [のうこうそく]
- ・くも膜下出血 [くもまくかしゅっけつ]
(外傷性のもは除く)

✕ 保障の対象とならないもの

- ・外傷性くも膜下出血 [がいしょうせいくもまくかしゅっけつ]
(疾病性のもは除く)
- ・脳動脈瘤 [のうどうみやくりゅう] のうち破裂していないもの
- ・一過性脳虚血発作 [いっかせいのうきょけつほっさ]
- ・自覚症状のみで医師の診断を受けた場合

12 所定の疾病障がい状態など

疾病障がいなどを保障する契約に加入の場合

● 被保険者が保険期間中、約款に定める下表のいずれかの状態に該当した場合、「10大疾病保険金」などの保障対象となります。

● 「保険料の払い込み免除」は25ページを参照してください。

● : 保障対象 × : 保障対象外

		10大疾病 保険金 /ワイド給付金	特定疾病・疾病 障がい保険金 /ワイド給付金
糖尿病	糖尿病が原因で「増殖性硝子体網膜症」になり手術*1を受けた	●	×
	「糖尿病性神経障がい」または「糖尿病性壊疽(えそ)」で、1手指以上または1足指以上の切断術を受けた ・MP関節に操作が及ばない、指のみの切断も対象	●	×
	糖尿病でインスリン治療を180日以上継続して受けた ・経口血糖降下剤で血糖値上昇を抑制できない場合のみ ・妊娠・分娩にかかわるインスリン治療は対象外	● ワイド給付金のみ 保障対象	×
	糖尿病でインスリン治療を受けており、「ヘモグロビンA1cの値が8.0%以上、かつ、空腹時血糖値が140mg/dl以上」の状態が180日以上継続した	×	●
腎疾患	慢性腎不全で永続的な人工透析療法を受けた*2	●	●
	所定の腎機能検査項目に所定の異常などがあり、かつ、所定の状態が180日以上継続した	×	●
肝疾患	肝硬変による「食道静脈瘤」「胃静脈瘤」の手術*1を受けた	●	×
	所定の肝機能検査項目に所定の異常があり、かつ、所定の状態が180日以上継続した	×	●
高血圧性疾患	「高血圧性網膜症」でキース・ワグナー分類にもとづき3群または4群の眼底所見を示す状態と診断された	●	×
	次のいずれかの状態が180日以上継続した場合 ・所定の悪性高血圧症に該当 ・1年以内に一過性脳虚血発作、動脈硬化の所見のほか、所定の高血圧性網膜症に該当	×	●
大動脈瘤 大動脈解離	「大動脈瘤」または「大動脈解離」の手術*1を受けた	●	×
	「大動脈瘤」、「大動脈解離」が破裂したと診断された	●	×
呼吸器疾患	慢性呼吸不全の治療のため永続的な在宅酸素療法*3を開始し、180日以上継続した	●	×
	「肺結核」「じん肺」「呼吸不全」のいずれかにより所定の条件を満たし、かつ、所定の状態が180日以上継続した	×	●
慢性膵炎	慢性膵炎の手術*1を受けた	●	×
心疾患	心臓にペースメーカーまたは植込み型除細動器を装着した*2	●	●
	心電図などに所定の異常所見と浮腫・息切れなどの臨床所見があり、かつ、所定の状態が180日以上継続した	×	●
	心臓へ人工弁を置換した	●	●
人工肛門造設	人工肛門を造設した*2	●	●
新膀胱造設 など	膀胱(ぼうこう)を全摘出し、かつ「新膀胱造設」または「尿路変更術」を受けた	●	●
血液・造血器 疾患	再生不良性貧血・血小板減少性紫斑病・白血病・悪性リンパ腫などにより、所定の所見・状態に該当し、かつ、所定の状態が180日以上継続した	×	●

*1 医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術や、先進医療に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切除などの操作を加える手術。

*2 一時的なものは対象外。

*3 医科診療報酬点数表により在宅療養指示管理料が算定される療法。
(人工呼吸装置・陽圧呼吸装置は対象外)

13 所定の高度障がい状態

高度障がいを保障する契約に加入の場合

約款に定める「高度障がい状態」に該当する場合に「高度障がい保険金(給付金)」や「保険料の払い込み免除」などの保障対象となります。

「高度障がい保険金(給付金)」の支払いにより契約が消滅する保険種類と、保険料の払い込みが免除となる保険種類があります。

■「高度障がい保険金(給付金)」をお支払いできる場合とできない場合

(例)お支払いできる場合

糖尿病性網膜症で、両眼の視力を永久に失い、回復の見込みがない場合(両眼のきょう正視力が0.02以下)。



回復の見込みがなく、約款に定める高度障がい状態に該当するため、「高度障がい保険金(給付金)」をお支払いします。

(例)お支払いできない場合

糖尿病性網膜症で、両眼のきょう正視力が0.02以下となったが、回復の見込みがあり治療を続けている場合。



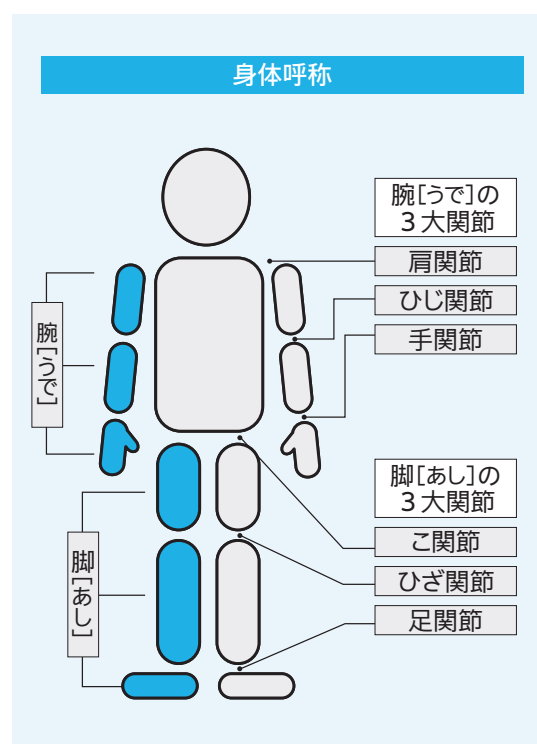
回復の見込みがあり、約款に定める高度障がい状態に該当しないため、「高度障がい保険金(給付金)」はお支払いできません。

■約款に定める高度障がい状態とは

次の①～⑧のいずれかに該当し、回復の見込みがないことを医師が診断確定した場合をいいます。

- ①両眼の視力を永久に失った
きょう正視力が0.02以下の状態。
- ②言語機能を永久に失った
音声言語による意思の疎通が全くできない状態など。
- ③そしゃく機能を永久に失った
流動食以外は摂取できない状態。
- ④中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要する
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれも自分ではできず、常に他人の介護を要する状態。
- ⑤両腕とも、手関節以上(より心臓に近い箇所)で失ったか、または、その機能を永久に失った
- ⑥両脚とも、足関節以上(より心臓に近い箇所)で失ったか、または、その機能を永久に失った
- ⑦片腕を手関節以上(より心臓に近い箇所)で失い、かつ、片脚を足関節以上(より心臓に近い箇所)で失ったかまたはその機能を永久に失った
- ⑧片腕の機能を永久に失い、かつ、片脚を足関節以上(より心臓に近い箇所)で失った

*身体障害者福祉法などに定める1級の障害状態とは異なります。



14 認知症

軽度認知障がいを保障する契約に加入の場合

- 被保険者が保険期間中、責任開始期(契約時・復活時)前を含めて、はじめて約款に定める「軽度認知障がい」・「器質性認知症」と医師が診断確定した場合に「軽度認知障害保険金」の保障対象となります。
 - * 軽度認知障害保険金特則を付加されている場合。
 - * 契約日から起算して90日を経過する前に所定の軽度認知障がい・所定の器質性認知症に該当していた場合、軽度認知障害保険金のお支払いはできません。

認知症を保障する契約に加入の場合

- 被保険者が保険期間中、責任開始期(契約時・復活時)前を含めて、はじめて約款に定める「器質性認知症」と医師が診断確定した場合に「認知症診断保険金」などの保障対象となります。
 - * 無配当選択緩和型認知症診断保険などに加入の場合。
 - * 契約日から起算して90日を経過する前に所定の器質性認知症に該当していた場合、認知症診断保険金のお支払いができない契約があります。詳しくはお問い合わせください。
- 被保険者が保険期間中、責任開始期(契約時・復活時)前を含めて、はじめて約款に定める「器質性認知症」に該当し、当社所定の状態が**180日継続**したと医師が診断確定した場合に「認知症治療保険金(給付金)」などの保障対象となります。

約款に定める「器質性認知症」とは

○ 保障の対象となるもの(例)

- ・アルツハイマー病の認知症 [にんちしょう]
- ・血管性認知症 [けっかんせいにんちしょう]
- ・パーキンソン病の認知症 [にんちしょう]

✕ 保障の対象とならないもの(例)

- ・器質性健忘症候群 [きしつせいけんぼうしょうこうぐん]
- ・軽度認知障がい [けいどにんちしょうがい]

所定の状態とは

器質性認知症で意識障がいのない状態において、「時間」「場所」「人物」のうちいずれかが正しく認識できない状態(見当識障がい)であると医師が診断確定した場合をいいます。

15 所定の要介護状態・就業不能状態など

介護や就業不能を保障する契約に加入の場合

約款に定める介護を要する状態や就業不能状態に該当する場合に「介護保険金」、「保険料の払い込み免除」や「就業不能年金」などの保障対象となります。

契約の加入時期や商品内容により保障内容が異なります。

公的介護保険制度により要介護認定を受けた場合

契約の加入時期	公的介護保険制度による要介護認定
契約日が2014年4月1日以降	要介護2以上 *「保険組曲Best」の軽度介護保険は要介護1以上を保障の対象としています。
契約日が2004年4月2日～2014年3月31日	要介護3以上 *「一生健命(イ・キ・ル)の介護見舞金」、「My介護Best」は要介護2以上を保障の対象としています。
更新日が2004年4月2日以降	要介護3以上
契約日が2004年4月1日以前	保障対象となりません。

■ 当社所定の要介護状態・就業不能状態などに該当した場合

約款に定める要介護状態などとは次の①②のいずれかに該当し、その状態が**180日継続**したと医師が診断した場合をいいます。

① 下記5項目の介助が必要な状態*の程度に応じて判定します。

* 他の人の助けがないとできない状態。「全部介助」「一部介助」「ほぼ自立」「自立」のいずれの状態か、医師が証明します。



契約の加入時期	所定の要介護状態などの条件
契約日が2014年4月1日以降	要生活介護状態・就業不能状態*1 (「保険組曲Best」の軽度介護保険は軽度要介護状態*2)
契約日が2014年3月31日以前	要介護状態*3 (「My介護Best」は要生活介護状態*1)
更新日が2004年4月2日以降	

*1 要生活介護状態・就業不能状態とは

「全部介助が2項目」または「一部介助が2項目」または「全部介助が1項目および一部介助が1項目」

*2 軽度要介護状態とは

「全部介助が1項目」または「一部介助が1項目」

*3 要介護状態とは

「全部介助が2項目」または「一部介助が3項目」または「全部介助が1項目および一部介助が1項目」

② 器質性認知症で意識障がいのない状態において、「時間」「場所」「人物」のうちいずれかが正しく認識できない状態(見当識障がい)であると医師が診断した場合。

■ 「(特定疾病・傷害)早期就業不能給付金」の支払

次の①②③のすべてに該当した場合、「(特定疾病・傷害)早期就業不能給付金」の支払対象となります。

① 次のいずれかを原因とするとき

契約の加入時期が2018年3月31日以前	契約の加入時期が2018年4月1日以降
<ul style="list-style-type: none"> ● がん(悪性新生物・上皮内がん・非浸潤性のがん・皮膚がん) ● 約款に定める「急性心筋梗塞」*4 ● 約款に定める「脳卒中」*4 ● 不慮の事故によるケガ 	<ul style="list-style-type: none"> ● すべての病気 ● 不慮の事故によるケガ

*4 詳しくは20ページを参照ください。

② 就業不能状態*に該当すると医師が診断した場合、または、入院をした場合

* 詳しくは上記*1を参照ください。

③ ②の状態が、30日、60日、90日、120日、150日継続したとき

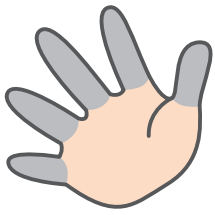
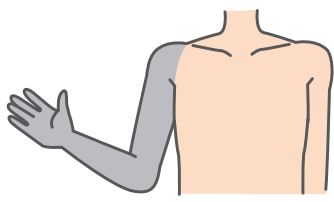
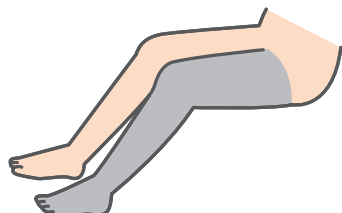
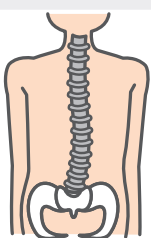
16 保険料の払い込み免除

保険料払込免除特約に加入の場合

約款に定める下表のいずれかの状態に該当した場合、保険料の払い込み免除の対象となります。記載のない特約もありますので、詳しくはお問い合わせください。

特約名称	保障内容
保険料払込免除特約2020	<ul style="list-style-type: none"> ● 10大疾病保険金の支払事由に該当した場合 (P19～21参照) ● 所定の要生活介護状態が180日継続、または、公的介護保険制度により要介護2～5の認定を受けた場合 (P23～24参照) ● 所定の身体障がい状態に該当した場合 (以下の例を参照) ● 所定の高度障がい状態に該当した場合 (P22参照) ● 身体障害者手帳 (1～3級) の交付を受けた場合、または、国民年金の障害基礎年金 (1～2級) の受給権を取得した場合 (精神障がいによるものは除く)
新総合保険料払込免除特約 (001)	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定疾病・疾病障がい保険金の支払事由に該当した場合 (P19～21参照) ● 所定の要生活介護状態が180日継続、または、公的介護保険制度により要介護2～5の認定を受けた場合 (P23～24参照) ● 所定の身体障がい状態に該当した場合 (以下の例を参照) ● 所定の高度障がい状態に該当した場合 (P22参照) ● 身体障害者手帳 (1～3級) の交付を受けた場合、または、国民年金の障害基礎年金 (1～2級) の受給権を取得した場合 (精神障がいによるものは除く)
総合保険料払込免除特約 (001)	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定疾病・疾病障がい保険金の支払事由に該当した場合 (P19～21参照) ● 所定の要生活介護状態が180日継続、または、公的介護保険制度により要介護2～5の認定を受けた場合 (P23～24参照) ● 所定の身体障がい状態に該当した場合 (以下の例を参照) ● 所定の高度障がい状態に該当した場合 (P22参照)

■ 所定の身体障がい状態 (例)

<p>両耳の聴力の永久喪失</p> 	<p>片眼の視力の永久喪失</p> 	<p>片手の指5本の永久喪失または 両足の指10本の永久喪失</p> 
<p>片腕の手首以上の永久喪失 または片腕の3大関節中の 2関節の機能の永久喪失</p> 	<p>片脚の足首以上の永久喪失 または片脚の3大関節中の 2関節の機能の永久喪失</p> 	<p>脊椎の著しい奇形または著しい 運動障がいを永久に残すもの</p> 

17 長期入院

長期入院特約 などに加入の場合

180日以上または270日以上継続して入院した場合に「長期入院給付金」の支払対象となります。

18 通院

通院特約 などに加入の場合

入院給付金が支払われる入院の後、退院日の翌日以後120日間にその入院の原因となった病気やケガの治療のために通院した場合に「通院給付金」の支払対象となります。

- *入院前(入院開始日の前日以前60日間)の通院を保障する特約もあります。
- *治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入や受け取りのみの通院はお支払いできません。

19 不慮の事故による所定の身体障がい状態

傷害保険 などに加入の場合

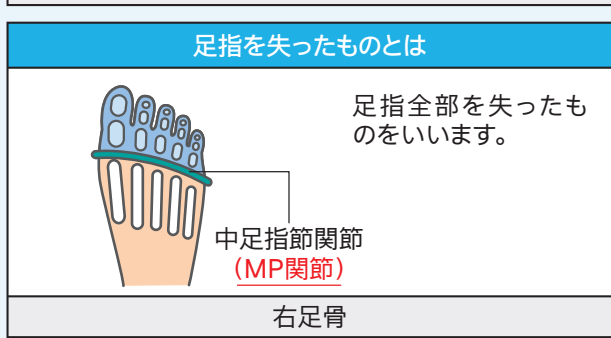
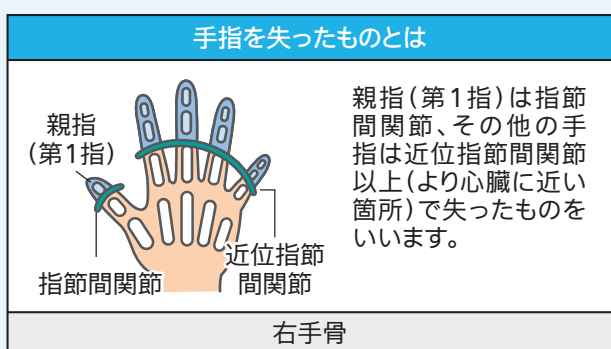
不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から180日以内に約款に定める身体障がい状態になった場合に「障がい給付金」の支払対象となります。

- *回復の見込みがないことを医師が診断確定した場合。
- *保険料の払い込みが免除となる場合があります。
- *障がいの状態に応じて給付金額は異なります。

■ 約款に定める身体障がい状態とは(例)

- 片手の手指を1本失った
- 片足の親指または他の足指4本を失った
- 片耳の聴力を永久に失った
- 片脚の3大関節中の1関節に人工骨頭もしくは人工関節を挿入置換した
- 片脚の3大関節中の1関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みがない

など



20 骨折の治療

骨折の治療を保障する契約に加入の場合

入院や手術を伴わない場合でも、医師が骨折の診断をし、その骨折の治療を受けたときに「骨折治療給付金」の支払対象となります。

*不慮の事故による「骨折」「関節脱臼」「やけど(熱傷)」の治療を保障する特定損傷保障特約などもあります。

21 お問い合わせ窓口

■ 契約手続き、支払内容などの照会先

- 給付金・保険金の請求や契約の各種照会事項は、「保険証券」または「デジタル証書」をご用意のうえ、当社担当者、もよりの支社またはお客様サービスセンターへご連絡ください。
- 支払内容についての質問・相談は、お客様サービスセンターへご連絡ください。

太陽生命お客様サービスセンター

0120-97-2111 (通話無料)

営業時間

月～金曜 9～18時 土曜 9～17時
日曜・祝日・年末年始(12/30～1/4)は
休業します。

■ 給付金・保険金など支払いへの不服申立制度

「お客様サービスセンター」による説明で納得いただけない場合、次の申出先を利用できます。

社外弁護士 相談制度

- 当社が「社外弁護士」をご紹介します。面談か電話で相談いただけます。
- 相談費用は無料です。(交通費・電話料金などはお客様負担となります)
- 「社外弁護士」の利用は「お客様サービスセンター」で申出を受け付けます。

生命保険協会 生命保険相談所

- 当社の指定紛争解決機関(指定ADR機関)である一般社団法人・生命保険協会で申出を受け付けます。03-3286-2648(通話有料)
- 中立・公正な立場から紛争解決支援を行ない、裁判より迅速に解決できます。利用費用は無料です。(交通費・電話料金などはお客様負担となります)
- 相談受付時間は月～金(祝日・年末年始を除く)の9～17時です。
ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

生命保険協会

検索



太陽生命は、シニアのお客様に最もやさしい
生命保険会社を目指しています。



この制作物は、一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会が、第三者の公正な審査を経て、加齢に配慮した伝わりやすいデザインであると認証したものです。

 太陽生命保険株式会社

ホームページ <https://www.taiyo-seimei.co.jp/>
(本社)〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号